

# 基 本 的 事 項

## 1 補助事業

競技力向上対策事業は、次のとおりとする。

- (1) 競技団体強化事業の主催は、宮城県〇〇協会・連盟とする。
- (2) 中体連強化事業の主催は、宮城県中学校体育連盟とする。
- (3) 高体連強化事業の主催は、宮城県高等学校体育連盟とする。

## 2 事業の実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。

※年度をまたがないよう注意すること。

## 3 補助対象経費

**交通費、宿泊費、使用料・賃借料**

**競技用消耗品費**（年度当初に「競技用消耗品購入申請書」を承認された物品に限る。

但し、ライフル射撃競技，クレー射撃競技，バイアスロン競技は，この限りではない。）

**受講料**（国体監督資格の新規取得のための受講料に限る。）

## 4 補助事業執行上の留意事項

- (1) 競技力向上対策事業に係る予算・決算は、競技団体の特別会計（又は一般会計）とし、総会の議決を経て執行すること。
- (2) 交付決定額の大幅な変更（20%以上）又は事業の中止（廃止）が生ずる場合は、早期に県スポーツ協会事務局に申し出ること。
- (3) 本事業は、各競技団体の組織的な強化推進事業に位置付けられた強化事業を対象とし、真に事業効果の期待できる事業に重点的に補助金を充当すること。

## 5 経理処理

- (1) 競技力向上対策事業の経理事務は、他の経理のものとは別に整理すること。

①収支簿

②通帳（銀行等金融機関）

③領収書等支出を証明する書類（原本とする。）

④当該事業に関する事業実績報告書等の一切の書類

⑤収入、支出の項目は、別紙のとおりとする。

- (2) 上記に係る書類の保管期間は、事業完了後5年間とする。